様式67

危険予防措置

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 警戒措置 | □ 発破場所から ｍ以内を立ち入り禁止区域と定め、  〔 □注意標識　 □見張人 　 □その他（ ）〕等の方法を講じ、発破に際して  は、〔 □サイレン 　□拡声器 　□振鈴　 □その他（　　　　）〕により警告し、安  全を確認する。 | | |
| □ その他 |  |  |
|  | | |
| 防護措置 | 爆風、騒音、地盤振動、飛石防止のため次の対策をとる。  　 □遮へい物 □段発雷管 □消音材（水） □覆土 □装薬量を減らす  □人工的な溝等 □試験発破 □せん孔角度 □浮石除去 | | |
| 防護具 | □たたみ　 □むしろ　 □マット □古ベルト □防爆シート □金網  □プラストフェンス □棚 □その他（ ） | | |
| 消費場所  における  運搬用具 | □背負箱〔 □木製 □その他（　　　　　）〕  □背負袋 | | |
| 交通規制 | □有 □無 | | |
| 災害発生  時の措置 | 現場を保存し、速やかに警察官に届けると同時に多治見市消防本部に通報する。  なお、遅滞なく、事故内容について報告する。 | | |